在中国 EU 商工会議所、「中国における欧州ビジネス・ポジションペーパー」を発表

2022 年 9 月 30 日
JETRO 香港事務所

2022 年 9 月 21 日、在中国欧州連合商工会議所[1]（The European Union Chamber of Commerce in China）が、「**中国における欧州ビジネス・ポジションペーパー 2022/2023**」（European Business in China Position Paper 2022/2023 (Position Paper)[2]）を発表した。

本ポジションペーパーでは合計で 967 の提言がなされているところ、知財関連については、知的財産権ワーキンググループのポジションペーパー[3]において、以下の提言がなされている。

1. 特許について

✓ 技術輸出入管理条例[4]や CNIPA からの新しい専利審査指南において、特許権や特許出願権の移転を技術輸出の対象から除外すべき。

2. 商標について

✓ 登録審査において、悪意のある先取り登録に対して、中国市場からのインターネット利用状況やアクセシビリティを検討して判断すべき[5]。

✓ 商標の識別性の程度に応じて悪意であることの立証責任を軽減すべき。

✓ 商標法において、（登録後最初の 3 年間を除き）商標の保護がその使用を条件とす

---

1 中国における欧州企業の利益を代表し、中国における欧州企業の声を代弁する存在として 2000 年に設立された非営利団体。現在、中国本土の 9 都市（北京、上海、広州等）に支部を置き、1700 以上の会員企業等を擁している。毎年同時期に、最も重要な出版物として今回のようなポジションペーパーを発行している。

2 ［原文 URL］
https://www.europeanchamber.com.cn/en/press-releases/3472/european_chamber_advocates_for_beijing_s_return_to_reform_agenda

3 ［原文 URL］Intellectual Property Rights Working Group Position Paper 2022/2023
※英語版と中国語版がある

4 本条例の第 2 条第 2 項には、技術を輸出入する行為として、特許権や特許出願権の移転を含むことが規定されている。

5 「ウェブページのコンテンツに関連する場合でも、登録審査では中国語のソースのみが使用されるため、海外で開発された商標の場合、その「評判」や「名声」を証明することが困難である」ことが懸念点として挙げられている。

ることを規定すべき[6]。

3. 法律へのアクセスについて

- ✓ 知財権所有者の国籍や出自に関わらず、知財権の保護と執行に重点が置かれるべき。
- ✓ 民事訴訟等において、中国国外からの証拠提出に関する手続を簡略化すべき[7]。

4. オンラインでの知財保護について

- ✓ 電子商取引の知財権侵害手続きにおいて、中国国外で作成され、かつ、公式ルート等で入手可能な知財権関連文書も、知財権所有の十分な証明として認められるべき[8,9]。

5. 営業秘密について

- ✓ 不正競争防止法に関する民事訴訟における「一応の証拠」（Prima Facie Evidence）の基準をガイダンスの提供等により明確化すべき。
- ✓ 営業秘密侵害に対して積極的な措置を講じることができるように、国家独占禁止局（National Anti-monopoly Bureau）と公安局（Public Security Bureau）により多くのリソースを割り当てるべき[10]。

（以上）

6 併せて「登録審査時に出願人に対して使用証拠の提出を求めること」等も提案されている。
7 併せて「外国公文書に関する認証を要求する制度の廃止を定めるハーグ条約に署名・批准すること」等も提案されている。
8 「中国の電子商取引プラットフォームは、中国の著作権登録証明書や中国の商標証明書がない場合、著作権や商標権侵害の案件を受理しない」ことが懸念点として挙げられている。
9 併せて「ある事件で成立した知財権を、同じ電子商取引プラットフォームの紛争解決メカニズム内の他の全ての事件で直ちに使用できるようにすること」も提案されている。
10 併せて「法執行機関内で毎年特別行動プロジェクトを立ち上げて営業秘密侵害の調査・取締りを行うこと」や「行政執行と司法保護との関係を強化すること」も提案されている。